

総合事務所体制の見直し

- 東部・八頭の県民局（地域振興）機能を本庁に移管し、「東部振興監」（及び東部振興課）を設置。農林局、県土整備局などの機能は引き続き現地に設置。
- 「中部総合事務所」体制は継続しつつ、鳥取中部ふるさと広域連合との連携を強化。
- 西部全域を所管する新たな「西部総合事務所」体制を構築するとともに、日野地域の重要課題に対応する「日野振興センター」を設置。

総合事務所等の組織機構図（平成25年4月1日）

※新設・名称変更された課所等を下線表示しています。

—旧東部・八頭総合事務所機能—

東部振興監（本庁）

東部振興課

東部県税事務所（単独事務所化）

収税課
課税課

東部生活環境事務所（単独事務所化）

環境・循環推進課
生活安全課
建築住宅課

東部福祉保健事務所（単独事務所化）

福祉企画課
障がい者支援課
健康支援課

東部農林事務所（単独事務所化）

農林業振興課
鳥取農業改良普及所
地域整備課

八頭事務所

農林業振興課
八頭農業改良普及所

鳥取県土整備事務所（単独事務所化）

建設総務課
維持管理課
用地課
計画調査課
道路都市課
河川砂防課
山陰道・岩美道路推進室

八頭県土整備事務所（単独事務所化）

建設総務課
維持管理課
用地課
道路整備課
河川砂防課

なお、単独事務所化する事務所（東部農林事務所八頭事務所含む）の所在地は、これまで通り変更ありません。また、日野振興センターも、旧日野総合事務所に所在します。

中部総合事務所

地域振興局

中部振興課
会計総務課
農商工連携チーム
中山間地域振興チーム

福祉保健局

福祉企画課
福祉支援課
障がい者支援課
健康支援課

生活環境局

環境・循環推進課
生活安全課
建築住宅課

農林局

農業振興課
倉吉農業改良普及所
東伯農業改良普及所
地域整備課
基盤整備室
林業振興課

県土整備局

建設総務課
維持管理課
用地課
計画調査課
道路都市課
河川砂防課

中部県税事務所（単独事務所化）

収税課
課税課

西部総合事務所

地域振興局

西部振興課
西部広域観光課
商工労働課
会計総務課
農商工連携チーム
中山間地域振興チーム

福祉保健局

福祉企画課
福祉支援課
障がい者支援課
健康支援課

生活環境局

環境・循環推進課
生活安全課
建築住宅課

農林局

農林業振興課
西部農業改良普及所
地域整備課
大山・弓浜農業用水対策室

米子県土整備局

建設総務課
維持管理課
用地課
計画調査課
道路都市課
河川砂防課

西部県税事務所（単独事務所化）

収税課
課税課

日野振興センター

日野振興局

地域振興課

農林業振興課

日野農業改良普及所

日野県土整備局

建設総務課
維持管理課
用地課
道路整備課
河川砂防課

【お問合せ先】

鳥取県庁 総務部 行財政改革局 業務効率推進課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 電話：(0857) 26-7612 ファクシミリ：(0857) 26-7616

